

《参考資料編》

- 1 料金改定率の検討
- 2 県内 14 市の水道料金設定（令和 2 年 4 月 1 日現在）

1 料金改定率の検討

3つの改定率モデルによる試算

改定率の検討にあたっては、改定率（値上げ率）10%のほか、単年度の収支において欠損金が生じないことを前提に、7%、13%のモデルについても試算しています。

●改定率（値上げ率）7%

【メーター口径 20 ミリ、1 ヶ月 20 m³の利用の場合】

現行料金	令和 4 年度	令和 9 年度	令和 14 年度
2,860 円	3,060 円	3,274 円	3,503 円

* 5年ごとに約7%を値上げ（4年ごとの約6%値上げとほぼ同じ）

【資金残高の状況】

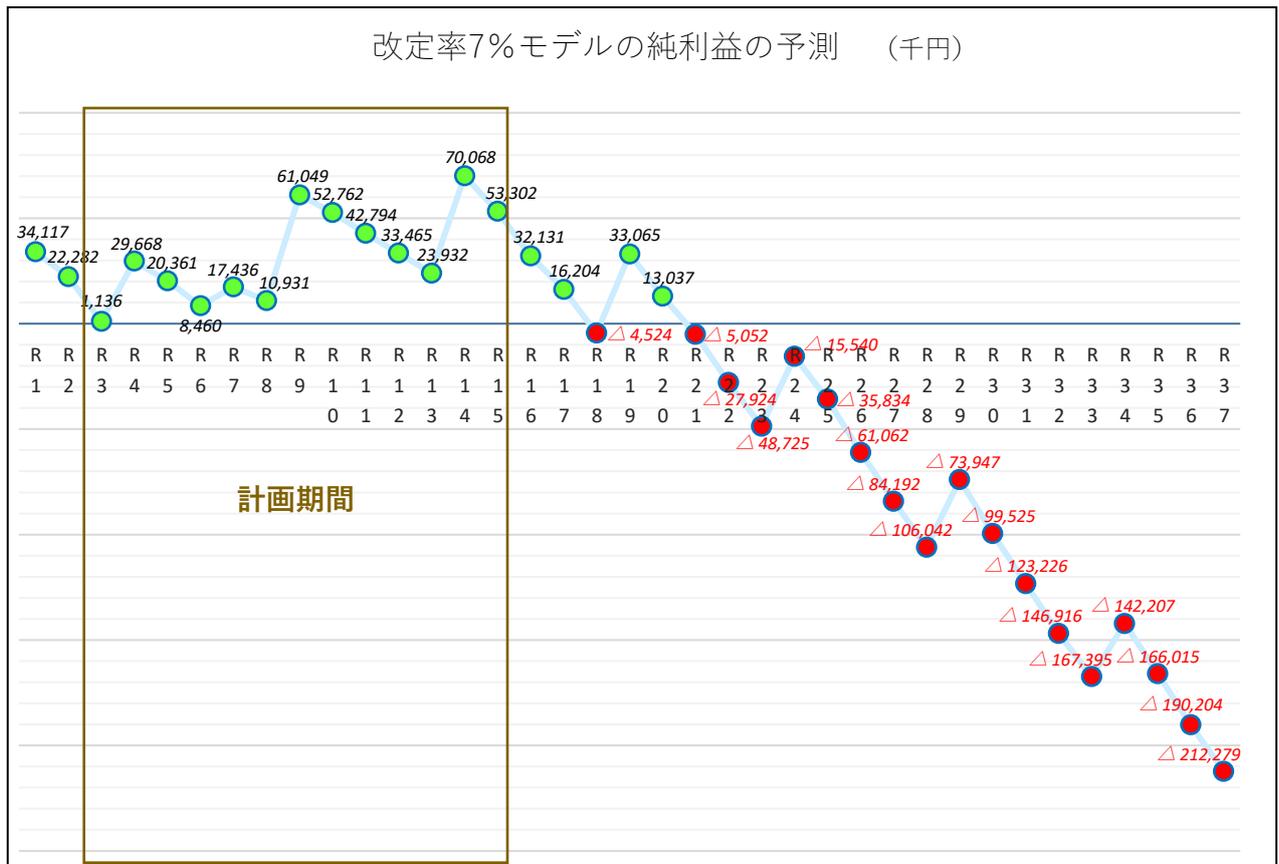
令和15年度には利益剰余金（資金）が令和元年度末の約4割になります。資金が枯渇する時期を令和19年度と予測しています。

【将来設計を考える上での留意点】

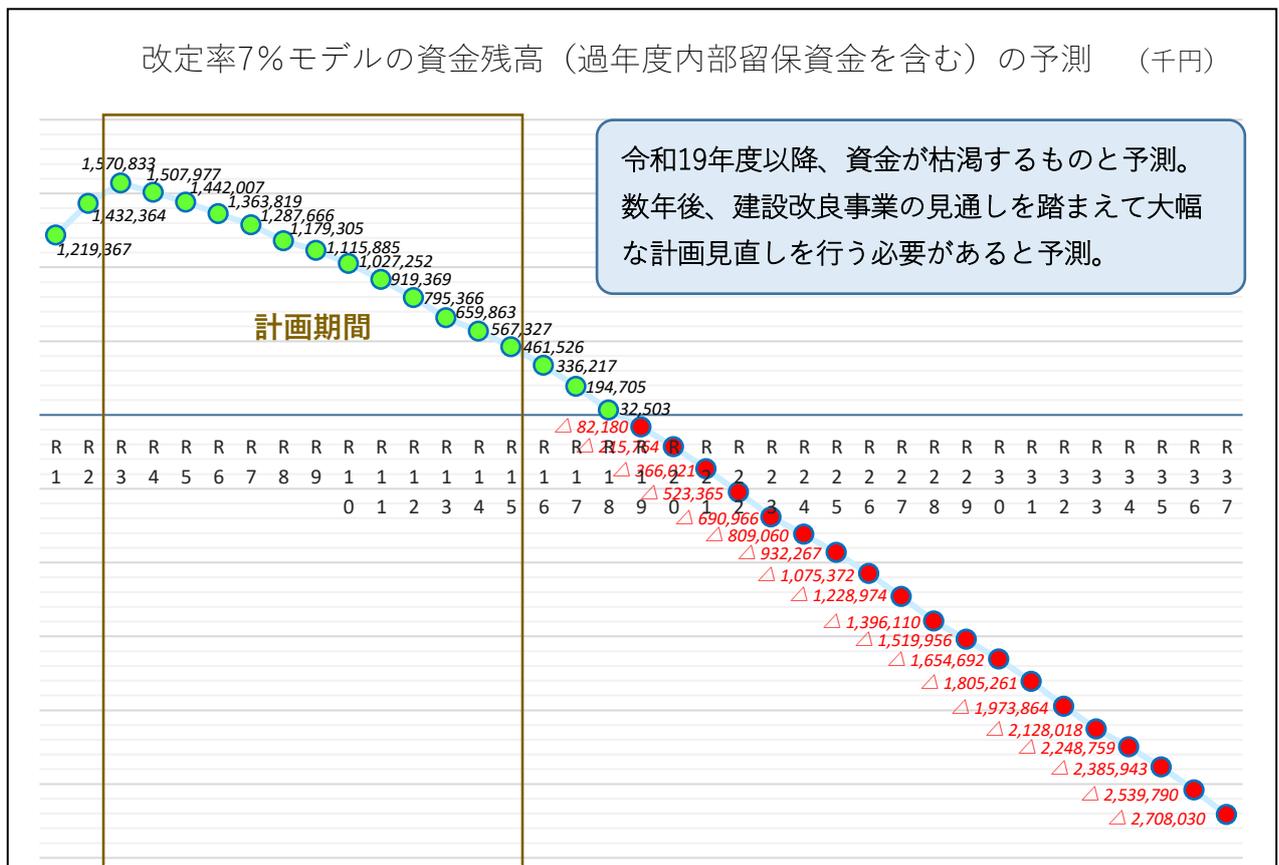
急激な料金値上げを最も抑制するモデルです。

計画目標期間内に資金が枯渇することはありませんが、数年後、建設改良事業の見通しを踏まえ、経営戦略の大幅な見直しを行う必要があります。

(1) 改定率（値上げ率）7%モデルの純利益の予測



(2) 改定率（値上げ率）7%モデルの資金残高の予測



●改定率（値上げ率）13%

【メーター口径 20 ミリ、1 ヶ月 20 m³の利用の場合】

現行料金	令和 4 年度	令和 9 年度	令和 14 年度
2,860 円	3,231 円	3,651 円	4,125 円

* 5年ごとに約13%を値上げ（4年ごとの約11%値上げとほぼ同じ）

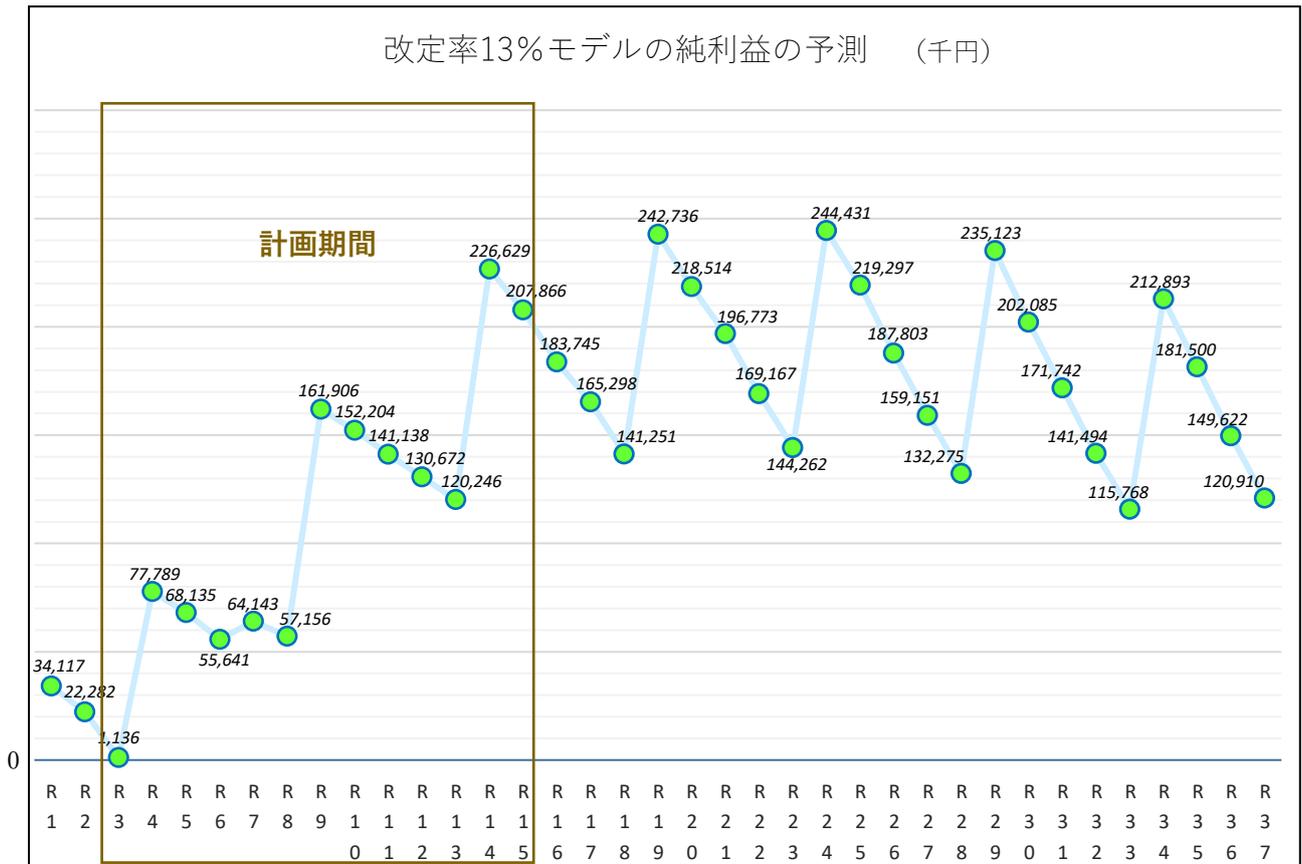
【資金残高の状況】

令和15年度には利益剰余金(資金)が令和元年度末に比べ約2割増加します。中長期予測の投資試算・財源試算に用いた終期の令和37年度には、資金が令和元年度末の約3倍となることから、過度な財源確保とならないよう料金改定の調整が必要です。

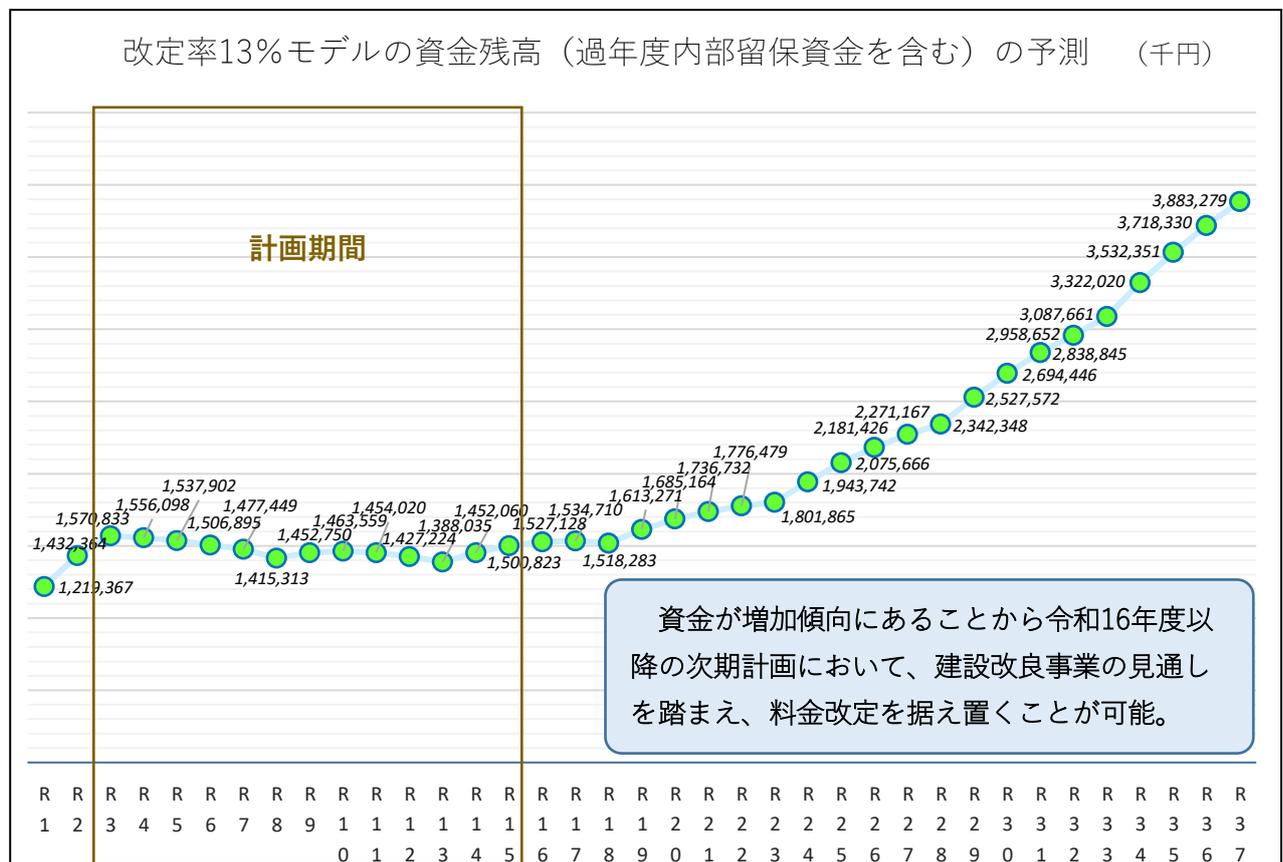
【将来設計を考える上での留意点】

当該計画期間において、投資費用を安定的に確保できるモデルです。資金残高は増加傾向にあることから、令和16年度以降の次期計画において、建設改良事業の見通しを踏まえ、料金改定を据え置くことも可能です。

(1) 改定率（値上げ率）13%モデルの純利益の予測



(2) 改定率（値上げ率）13%モデルの資金残高の予測



料金改定率の選択

中長期的な予測を行う上で、3つの改定率（7%、10%、13%）のモデルが抱える問題点と解決策の方向性は、次のとおりです。

料金改定モデル	問題点	解決策の方向性
改定率（値上げ率） 7%モデル	5年ごとに料金改定を行った場合、資金は減少し続け、令和19年度（次期計画期間の早い段階）で枯渇します。	料金改定の2回目（令和9年度）に、大幅な料金値上げを行う必要があります。
改定率（値上げ率） 10%モデル	5年ごとに料金改定を行った場合、令和37年度（中長期予測の終期）には、資金が減少し令和元年度末の約3割になります。	令和16年度以降（次期計画期間）に、10%以上の料金値上げを行う必要があります。
改定率（値上げ率） 13%モデル	5年ごとに料金改定を行った場合、令和37年度（中長期予測の終期）には、資金が増加し令和元年度末の約3倍になります。	令和16年度以降（次期計画期間）に、実績を踏まえて一定期間料金を据え置き、過度な資金確保を抑制する必要があります。

上記を踏まえ、今回策定する宮古市水道事業経営戦略における料金改定率は、10%に設定しています。

将来の経営状況により料金改定率を上げざるを得ない場合は、その上振れ幅を3%未満（料金改定率13%未満）に設定しています。

2 県内 14 市の水道料金設定 令和 2 年 4 月 1 日現在

○ 一般家庭利用の例：メーター口径 20 mm、使用料 20 m³の場合の月額（税込）

料金が安い順	県内 14 市	月額料金（税込）
1	宮古市	2,860 円
2	八幡平市	3,476 円
3	釜石市	3,533 円
4	盛岡市	3,550 円
5	大船渡市	3,568 円
6	滝沢市	3,755 円
7	陸前高田市	4,125 円
8	奥州市	4,416 円
9	久慈市	4,461 円
10	遠野市	4,600 円
11	花巻市	4,779 円
12	北上市	4,779 円
13	一関市	4,961 円
14	二戸市	5,186 円

【その 2】 近隣町村（宮古広域圏）の水道料金設定 令和 2 年 4 月 1 日現在

○ 一般家庭利用の例：メーター口径 20 mm、使用料 20 m³の場合の月額（税込）

料金が安い順	宮古広域圏 4 市町村	月額料金（税込）
1	宮古市	2,860 円
2	山田町	3,388 円
3	田野畑村	3,894 円
4	岩泉町	3,930 円

【その 3】 宮古市の水道料金改定見込み

○ 一般家庭利用の例：メーター口径 20 mm、使用料 20 m³の場合の月額（税込）

現行料金	令和 4 年度	令和 9 年度	令和 14 年度
2,860 円	3,146 円	3,460 円	3,806 円

（改定初年度：令和 4 年度。以降 5 年ごとに 10%値上げした場合）